

よくあるご質問

Q 費用はかかりますか？

A ご利用は無料です。

Q 秘密は守られるのでしょうか？

A あっせんは非公開で行われ、知り得た秘密は厳守しますのでご安心ください。

Q どれくらい日数がかかるのでしょうか？

A 申請から終結まで1ヶ月以内を目標としています。

Q あっせん申請したことで、事業主から解雇されたりしないのでしょうか？

A 労働者があっせん申請したことを理由に、事業主が労働者に不利益な取扱いをすることは条例で禁止されています。

Q 職場のトラブルであれば、どんな内容でも申請できますか？

A 次のような場合は、あっせんは行えません。

- 県外事業所において発生した事案
- 裁判、労働審判及び民事調停の手続きが開始されたり、確定などした事案
- 都道府県労働局長による助言・指導・勧告や紛争調整委員会によるあっせん・調停などが開始されたり、成立した事案
- 労働基準監督署において取り扱っている事案
- その他紛争の実情があっせんに適しないと認められる事案など

労働委員会について

労働委員会は、個別労働関係紛争のあっせんのほか、労働組合と使用者との間に起こった紛争の解決、不当労働行為の審査などの業務を行う県の行政機関です。

個別労働関係紛争のあっせんでは、経験豊かなあっせん員が、公平な立場で、迅速・円満に解決するための支援を行います。

公益を代表する公益委員（学識経験者・弁護士など）、労働者を代表する労働者委員（労働組合役員など）、使用者を代表する使用者委員（会社役員など）の三者（各5名）からなり、計15名の委員で構成されています。



労働者委員
(労働組合役員など)

公益委員
(学識経験者・弁護士など)

使用者委員
(会社役員など)

お問い合わせ

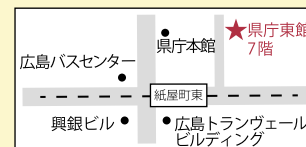
広島県労働委員会事務局 調整担当

〒730-8511 広島市中区基町 9-42 県庁東館 7階

Tel:082-513-5162

Fax:082-228-2075

Mail: roui@pref.hiroshima.lg.jp



ホームページは ▶▶

広島県労働委員会

検索

あなたの 労働トラブル

悩まないで解決しませんか？



個別労働関係紛争のあっせん制度のご案内

あっせん員が公平な立場で、あなたの労働トラブルの解決をサポート！

あっせんとは・・・

労働条件や解雇などをめぐり、労働者個人と事業主との間で生じたトラブルを、当事者双方の言い分を聴いて、解決に結びつく合意点を探り、解決することをお手伝いする制度です。

■ 無料・迅速

裁判のような強制力はありませんが、無料で迅速な解決を図ることができます。

■ 専門家が対応

4人のあっせん員（公益・労働者・使用者委員、事務局職員）が公平な立場であっせんします。

■ 高い解決率

解決率は約6割と高く、他の機関と比較して高い実績を残しています。

次のような労働トラブルが対象です

解雇、労働条件の切下げ（賃金、一時金、退職金、労働時間、休日・休暇など）、配転出向、懲戒処分、パワハラ・セクハラなど

具体的な事例

- 突然、解雇すると言われたが、納得できない。
- 何の説明もなく、賃金を大幅にカットされた。

事業主からの申請も可能

- 従業員に配置転換を命じたが、応じてくれない。
- 部下への指導をパワーハラスメントだと言われ困っている。

まずは
ご相談！

労働トラブル解決支援相談電話

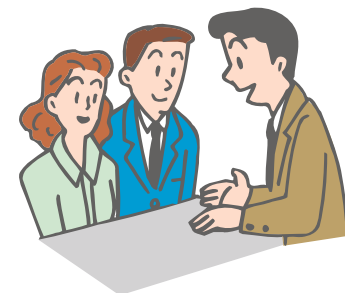
TEL:082-513-5162

平日：8時30分～12時、13時～17時まで

メール相談

広島県労働委員会

検索



あっせんの流れ

申請書の提出

県内事業所の労働者個人または事業主のどちらからでも申請ができます。（パートタイマー、派遣労働者、アルバイトの方も含まれます。）

「申請書」に必要事項（トラブルの経緯等）を記入し、直接、労働委員会に提出してください。（申請書は、HPからダウンロードできます。）

原則、申請者本人がご持参ください。郵送も可能ですが、記載漏れ等を防ぐため、事前にご相談ください。

事務局調査

申請者

事務局職員が、提出された申請書をもとに、トラブルの内容をお聴きします。

郵送の場合は、現地でお聴きすることも可能です。（申請後の取下げも可能です。）

相手方（被申請者）

事務局職員が、面談し事情をお聴きします。（申請書の写しを交付）

あっせん制度の概要や趣旨についても説明します。

あっせんの応諾について確認し、その後、日程調整を行います。

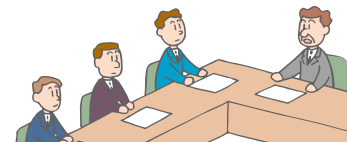
あっせん

当事者は別々の控え室で待機します。

当事者双方から個別にあっせん員が話をお聴きし、解決の糸口を探り、合意点を導きます。

原則、広島県庁内で行いますが、必要に応じ調整します。所要時間は、3時間程度です。

双方が対面しない形式でのあっせんも可能です。



解決

あっせんの結果、双方が合意することで紛争は解決します。

打ち切り

あっせんを行っても合意に達しない場合は打ち切りとなります。